

再配達を減らして、環境にやさしく便利に 「宅配ボックス」の購入費の一部を補助します!

問 申 環境未来都市推進課 環境政策係 ☎ 69-2156 ☎ 63-4554



宅配物の再配達によって発生する温室効果ガスの排出と再配達に伴う負担を軽減するため、各家庭で宅配ボックスを購入する際の費用の一部を補助します。

- 補助対象**
- 宅配ボックスとして販売されている製品
 - 新品(未使用品)であるもの
 - 申請者が居住する市内の住居に設置されているもの
 - 令和8年4月1日から令和9年2月26日までに購入、設置したもの

※他の補助金との併用は不可です。
※1世帯につき1台限りです。
※設置場所が自己所有の住居でない場合は、所有者等の設置同意が必要です。



補助金額 補助対象経費の1/2
(上限5,000円 ※1,000円未満切捨て)
※設置及び運搬等に要する経費は除きます。

申請方法

- WEBフォーム(市ホームページ内)
- 郵送・窓口

申請期間 令和9年2月26日(金)まで
※期間内であっても予算額に達した時点で終了します。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



獣害を減らすため、狩猟免許の取得を支援します!

問 <補助制度、狩猟者団体加入に関すること>

林業振興課 獣害対策係 ☎ 69-2194 ☎ 63-4592

<受験手続きに関すること>

滋賀県甲賀森林整備事務所 ☎ 63-6116 ☎ 63-3927



詳しくはこちら

補助内容

① 狩猟免許取得費

対象 試験手数料および滋賀県猟友会が開催する事前講習会の受講料、受験料、医師の診断書代、証明写真代

補助金額 3万円/人

② 法定猟具等購入費

対象 狩猟免許保有者が猟具等を購入もしくは製作する経費の1/2

補助金額(いずれも予算の範囲内)

- 銃器 20万円/人
- わな等 10万円/人
- 捕獲通報装置(餌付け装置含む) 6万円/人・年
- 遠隔捕獲機器又は自動捕獲機器 30万円/人



狩猟免許試験

	試験日	申込期間
第1回	6月14日(日)	5月11日(月)~5月22日(金)
第2回	9月13日(日)	7月27日(月)~8月7日(金)
第3回	11月20日(金)	10月13日(火)~10月23日(金)

※狩猟免許試験日の約1週間前に試験対策の事前講習会があります。(任意参加)

試験会場 東近江市あかね文化ホール
(東近江市市子川原町461-1)

市が実施する有害捕獲事業に参加しませんか?

市内で活動する狩猟者団体に加入し、有害捕獲事業に参加すると報償費を受け取ることができます。興味のある方はお問い合わせください。

地震などに備え、耐震への補助金制度を ご活用ください!

問 申 住宅建築課 建築係 ☎ 69-2213 ☎ 63-4601



詳しくはこちら



耐震改修等補助事業

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震性を上げる為の改修にかかる費用を補助します。

補助金額 上限115万円

対象者 耐震診断の結果、上部構造評点を0.7以上に上げる改修工事を行う木造住宅の所有者

募集件数 1件 **申請期間** 6月30日(火)まで

※募集件数を超過した場合、抽選会を7月6日(月)11時に行います。

工事費の一時負担を軽減できる
「代理受領制度」をご活用ください。



無料耐震診断・補強案作成事業

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断と補強案作成を行います。

対象者 木造住宅の所有者

募集件数 3件 **申請期間** 6月30日(火)まで

※募集件数を超過した場合、抽選会を7月6日(月)10時に行います。

ブロック塀等撤去補助事業

道路に面し地震等で倒壊した場合、通行に支障の出るおそれがあるブロック塀等の撤去にかかる費用を補助します。

補助金額 上限10万円

対象者 撤去するブロック塀等の所有者で令和9年2月26日(金)までに撤去工事を完了する見込みのある方

募集件数 先着3件程度

申請期間 5月15日(金)~令和9年1月29日(金)

※すでに工事に着手しているものは対象外です。

※予算額に達した場合、受付期間内であっても募集を終了します。

※各事業の申込書は、市ホームページに掲載しているほか、住宅建築課でお渡しします。



空き家に関する困りごと、 お気軽にご相談ください!

問 住宅建築課 空家対策係 ☎ 69-2214 ☎ 63-4601



空き家をお持ちの皆さん、こんなお悩みはありませんか?

相続できていない空き家は
どうすればいいの?

空き家を貸すには
どうすればいいの?

空き家と一緒に
農地も手放したい!

など

空き家を放置すると、老朽化や近隣トラブルにつながることもあり、早めの対応が大切です。市では、空き家の活用方法などの相談を受け付けています。

空き家に関する
困りごとがあったら、
お気軽にご相談ください!



空き家の相談窓口
問合せフォーム